

修正前

子どもも 親も 地域も 互いに育ちあうまちづくり

第2期美里町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

美里町

修正後

子どもも 親も 地域も 互いに育ちあうまちづくり

第2期美里町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

(令和3年 月改訂)

美里町

目 次

序 章	第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	
	1.計画策定の趣旨	1
	2.計画の位置付け	2
	3.計画期間	2
	4.計画の進行管理	2
第1章	子ども・子育て支援の現状	
	第1節 美里町の現状	3
	1.人口と子ども人口の推移	3
	2.出生数の推移	4
	3.幼児の健診受診状況の推移	4
	4.保育所入所児童数の推移	5
	5.幼稚園入園児童数の推移	5
	6.小学校児童数の推移	6
	7.中学校生徒数の推移	6
	8.放課後児童クラブ利用児童数の推移	7
	9.第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	8
	第2節 町の子育ての基本的課題	
	1.子育て家庭の状況	10
	2.子育て支援事業の提供体制と利用状況	15
	3.地域の子育て支援事業について	18
	4.育児休業制度の利用状況	25
第2章	子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
	1.子ども人口の推計	26
	2.教育・保育提供区域	27
	3.教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容	27
	4.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保内容	32
	5.新・放課後子ども総合プラン	39
第3章	計画の基本目標	
	○基本目標	41
	○基本方針	41
	○施策の体系	43

目 次

序 章	第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	
	1.計画策定の趣旨	1
	2.計画の位置付け	2
	3.計画期間	2
	4.計画の進行管理	2
第1章	子ども・子育て支援の現状	
	第1節 美里町の現状	3
	1.人口と子ども人口の推移	3
	2.出生数の推移	4
	3.幼児の健診受診状況の推移	4
	4.保育所入所児童数の推移	5
	5.幼稚園入園児童数の推移	5
	6.小学校児童数の推移	6
	7.中学校生徒数の推移	6
	8.放課後児童クラブ利用児童数の推移	7
	9.第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	8
	第2節 町の子育ての基本的課題	
	1.子育て家庭の状況	10
	2.子育て支援事業の提供体制と利用状況	15
	3.地域の子育て支援事業について	18
	4.育児休業制度の利用状況	25
第2章	子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
	1.子ども人口の推計	26
	2.教育・保育提供区域	27
	3.教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容	27
	4.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保内容	32
	5.新・放課後子ども総合プラン	39
第3章	計画の基本目標	
	○基本目標	41
	○基本方針	41
	○施策の体系	43

第 4 章	基本計画（令和 2 年度～令和 6 年度）		第 4 章	基本計画（令和 2 年度～令和 6 年度）	
	第 1 節 安心して子どもを生み育てるために ……………	4 4		第 1 節 安心して子どもを生み育てるために ……………	4 4
	第 2 節 子育てと仕事の両立を支援するために ……………	4 7		第 2 節 子育てと仕事の両立を支援するために ……………	4 7
	第 3 節 子どもたちが健やかに成長するために ……………	4 9		第 3 節 子どもたちが健やかに成長するために ……………	4 9
	第 4 節 地域ぐるみによる子育てを推進するために ……	5 2		第 4 節 地域ぐるみによる子育てを推進するために ……	5 2
	第 5 節 施策の数値目標 ……………	5 4		第 5 節 施策の数値目標 ……………	5 4
第 5 章	計画の推進に向けて		第 5 章	計画の推進に向けて	
	○各主体の役割 ……………	5 5		○各主体の役割 ……………	5 5
	○推進体制の整備 ……………	5 7		○推進体制の整備 ……………	5 7

9. 第 1 期子ども・子育て支援事業計画の評価

「第 1 期美里町子ども・子育て支援事業計画」で設定された目標量の達成状況は以下の表のとおりになります。

「1. 通常保育事業」においては小牛田保育所分園の増員や小規模保育施設 2 か所の整備により定員数は 67 人増加しています。「2. 延長保育事業」も小規模保育施設で実施することにより 2 か所増加しています。「12. 放課後児童クラブ」においては、実施箇所数は変更ありませんが、年間利用児童数は平成 26 年度に比べ 500 人ほど増加しています。

一方、「10. つどいの広場事業」、「11. ファミリーサポートセンター事業」については、目標値を 1 か所と定めておりましたが、未達成となっています。また、「10. つどいの広場事業」は、「9. 地域子育て支援センターの事業」の事業内容と重複することから、次期計画から地域子育て支援センター事業に盛り込みます。今後は、「第 1 期美里町子ども・子育て支援事業計画」で未達成であった事業及び目標量が未設定であった事業についても、今回の利用者ニーズ等を考慮しつつ事業の実施に向けて改めて検討していく必要があります。

項 目	内 容	27 年度	目標値	元年度 (見込み)
1. 通常保育事業	平日、保護者の就労等により保育に欠ける児童を保育所等で預かる事業	165 人	185 人	232 人
2. 延長保育事業	通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かる事業	2 か所	2 か所	4 か所
3. 一時保育事業	就労形態の多様化など、以下の事由による一時保育に対応する事業 ①就労形態等により家庭での保育が断続的に困難な場合 ②保護者の病気、入院、その他私的事由により、緊急一時的に保育が必要になった場合 ③私的な事由やその他の事由により一時的に保育が必要となった場合	2 か所	2 か所	2 か所
4. 休日保育事業	保護者の就労の多様化に対応するため、日曜、祝日を含めた年間を通じて開所し、保育に欠ける児童を預かる事業	0	0	0

9. 第 1 期子ども・子育て支援事業計画の評価

「第 1 期美里町子ども・子育て支援事業計画」で設定された目標量の達成状況は以下の表のとおりになります。

「1. 通常保育事業」においては小牛田保育所分園の増員や小規模保育施設 2 か所の整備により定員数は 67 人増加しています。「2. 延長保育事業」も小規模保育施設で実施することにより 2 か所増加しています。「12. 放課後児童クラブ」においては、実施箇所数は変更ありませんが、年間利用児童数は平成 26 年度に比べ 500 人ほど増加しています。

一方、「10. つどいの広場事業」、「11. ファミリー・サポート・センター事業」については、目標値を 1 か所と定めておりましたが、未達成となっています。また、「10. つどいの広場事業」は、「9. 地域子育て支援センターの事業」の事業内容と重複することから、次期計画から地域子育て支援センター事業に盛り込みます。今後は、「第 1 期美里町子ども・子育て支援事業計画」で未達成であった事業及び目標量が未設定であった事業についても、今回の利用者ニーズ等を考慮しつつ事業の実施に向けて改めて検討していく必要があります。

項 目	内 容	平成 27 年度	目標値	令和元年度 (実績)
1. 通常保育事業	平日、保護者の就労等により保育に欠ける児童を保育所等で預かる事業	165 人	185 人	232 人
2. 延長保育事業	通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かる事業	2 か所	2 か所	4 か所
3. 一時保育事業	就労形態の多様化など、以下の事由による一時保育に対応する事業 ①就労形態等により家庭での保育が断続的に困難な場合 ②保護者の病気、入院、その他私的事由により、緊急一時的に保育が必要になった場合 ③私的な事由やその他の事由により一時的に保育が必要となった場合	2 か所	2 か所	2 か所
4. 休日保育事業	保護者の就労の多様化に対応するため、日曜、祝日を含めた年間を通じて開所し、保育に欠ける児童を預かる事業	0	0	0

項 目	内 容	27 年度	目標値	元年度 (見込み)
5. 特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う児童 保育の需要変化に対応するため、週 2、3 日程度又は午前か午後のみ の必要に応じて柔軟に利用できる事業で、 一時保育が緊急的な対応となるの に対し、1 週間のうち何日か一定の時間帯 または期間保育に欠ける状態への対応 をする事業	2 か所	2 か所	2 か所
6. 病後児保育（施設型）	保育所へ通所中の児童が病気の「回復 期」にある、集団保育の困難な期間、 その児童を保育所、病院等に付設され た専用スペースで、又は派遣された保 育士等が児童を自宅等において一時的 に預かる事業	0	0	0
7. 病後児保育（派遣型）		0	0	0
8. 子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	保護者の疾病、就労あるいは社会的事 由、育児疲れ等により育児や養育が一 時的に困難になった家庭の児童また は、緊急一時的に保護を必要とする母 子等を短期間（原則 7 日）児童養護施 設等で預かる事業	0	0	0
9. 地域子育て支援センター	子育て家庭の支援を目的に、以下のよ うな施策を実施する事業 ① 子育て親子の交流の場の提供とそ の促進 ② 子育て等に関する相談・援助の実 施 ③ 地域の子育て関連情報の提供 ④ 子育て及び子育て支援に関する講 習等の実施	2 か所	2 か所	2 か所
10. つどいの広場事業	子育て中の親子が気軽に集い、相 談、交流できる場「つどいの広場」 を設置し、子育てに関する精神的 な不安や悩みを軽減する事業	0 か所	1 か所	0 か所
11. ファミリーサポートセンター	地域において育児の援助を受けたい 方（依頼会員）と行いたい方（援 助会員）との相互援助活動に関す る連絡、調整を行う事業	0 か所	1 か所	0 か所

項 目	内 容	平成 27 年度	目標値	令和元年度 (実績)
5. 特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う児 童保育の需要変化に対応するため、 週 2、3 日程度又は午前か午後のみ の必要に応じて柔軟に利用できる事業 で、一時保育が緊急的な対応となる のに対し、1 週間のうち何日か一定の 時間帯または期間保育に欠ける状態 への対応をする事業	2 か所	2 か所	2 か所
6. 病後児保育（施設型）	保育所へ通所中の児童が病気の「回 復期」にある、集団保育の困難な期 間、その児童を保育所、病院等に付 設された専用スペースで、又は派遣 された保育士等が児童を自宅等にお いて一時的に預かる事業	0	0	0
7. 病後児保育（派遣型）		0	0	0
8. 子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	保護者の疾病、就労あるいは社会的事 由、育児疲れ等により育児や養育が一 時的に困難になった家庭の児童また は、緊急一時的に保護を必要とする母 子等を短期間（原則 7 日）児童養護施 設等で預かる事業	0	0	0
9. 地域子育て支援センター	子育て家庭の支援を目的に、以下のよ うな施策を実施する事業 ① 子育て親子の交流の場の提供と その促進 ② 子育て等に関する相談・援助の実 施 ③ 地域の子育て関連情報の提供 ④ 子育て及び子育て支援に関する 講習等の実施	2 か所	2 か所	2 か所
10. つどいの広場事業	子育て中の親子が気軽に集い、相 談、交流できる場「つどいの広場」 を設置し、子育てに関する精神的 な不安や悩みを軽減する事業	0 か所	1 か所	0 か所
11. ファミリー・サポート・センター	地域において育児の援助を受けたい 方（依頼会員）と行いたい方（援 助会員）との相互援助活動に関す る連絡、調整を行う事業	0 か所	1 か所	0 か所

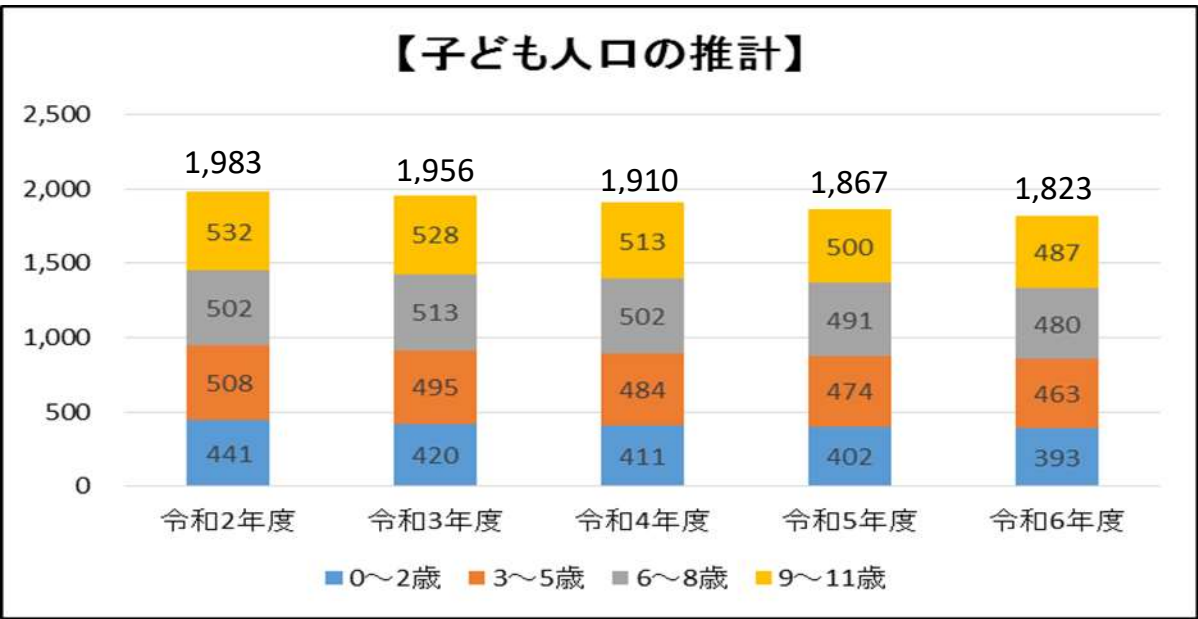
12. 放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る事業	5 か所	5 か所	5 か所		12. 放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る事業	5 か所	5 か所	5 か所	
— 9 —						— 9 —					

第2章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 子ども人口の推計

美里町の子ども人口の推計について、令和2年度から令和6年度までを推計すると、0～2歳では48人、3～5歳では45人、6～8歳では22人、9～11歳では45人の減少が予測されます。

年 齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	137	130	127	125	122
1歳	147	140	137	134	131
2歳	157	150	147	143	140
0～2歳	441	420	411	402	393
3歳	173	165	161	158	154
4歳	176	167	164	160	157
5歳	159	163	159	156	152
3～5歳	508	495	484	474	463
6歳	172	176	172	168	165
7歳	160	164	160	157	153
8歳	170	173	170	166	162
6～8歳	502	513	502	491	480
9歳	173	177	173	169	165
10歳	166	162	157	153	149
11歳	193	189	183	178	173
9～11歳	532	528	513	500	487
合 計	1,983	1,956	1,910	1,867	1,823

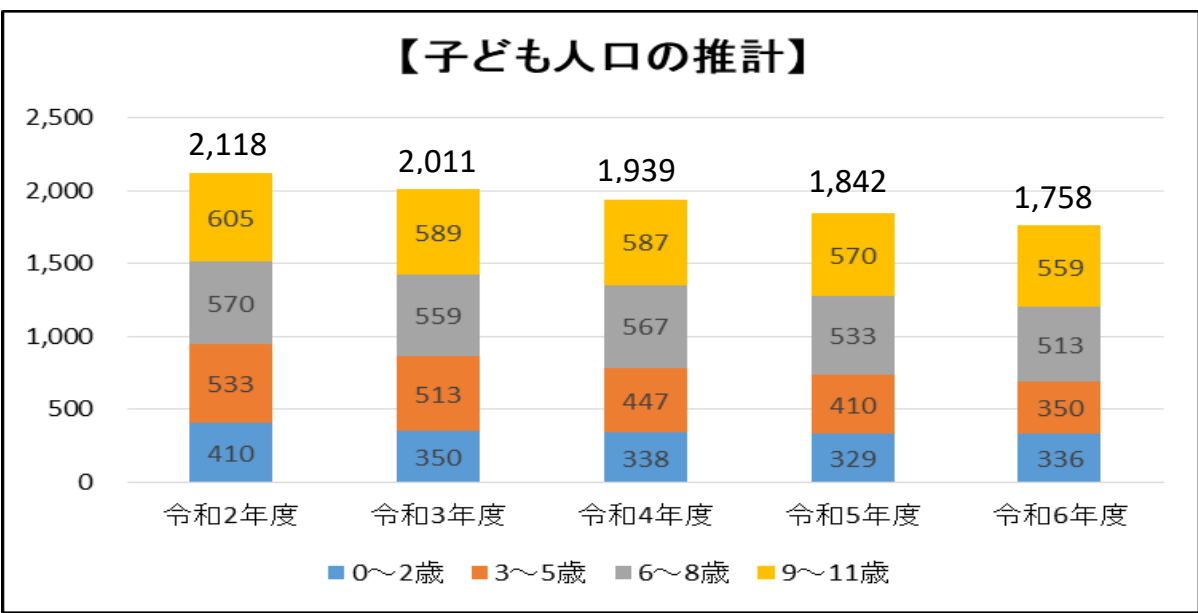


第2章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 子ども人口の推計

美里町の子ども人口の推計について、令和2年度から令和6年度までを推計すると、0～2歳では74人、3～5歳では183人、6～8歳では57人、9～11歳では46人の減少が予測されます。

年 齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	120	100	118	111	107
1歳	130	120	100	118	111
2歳	160	130	120	100	118
0～2歳	410	350	338	329	336
3歳	157	160	130	120	100
4歳	196	157	160	130	120
5歳	180	196	157	160	130
3～5歳	533	513	447	410	350
6歳	191	180	196	157	160
7歳	188	191	180	196	157
8歳	191	188	191	180	196
6～8歳	570	559	567	533	513
9歳	208	191	188	191	180
10歳	190	208	191	188	191
11歳	207	190	208	191	188
9～11歳	605	589	587	570	559
合 計	2,118	2,011	1,939	1,842	1,758



2. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて設定するよう定められていますが、美里町ではこの設定単位を、居住地に関わらず勤務先や家庭事情などの利便性を考慮してサービスを利用できるよう、「全町で1区域」とします。

3. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 認定区分

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所、認定子ども園、認可外保育施設の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区 分	対 象		該当する施設
1号認定	3～5 歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	特定教育・保育施設 （幼稚園・認定子ども園）
2号認定 （幼稚園希望）	3～5 歳	共働き等で学校教育 の希望が強い家庭	特定教育・保育施設 （幼稚園・認定子ども園）
2号認定 （保育施設希望）	3～5 歳	共働き家庭等	特定教育・保育施設 （保育所・認定子ども園）
3号認定	0～2 歳	共働き家庭等	特定教育・保育施設 （保育所・認定こども園） 地域型保育施設 （小規模保育施設）

(2) 計画期間における量の見込み

【1号認定（3～5歳児で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い区分）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		195	190	186	177	169
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	195	190	186	177	169
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

【2号認定（幼稚園希望：3～5歳児で保育の必要性がありながらも、教育ニーズが高い認定区分）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		168	165	164	163	162
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	168	165	164	163	162
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

2. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて設定するよう定められていますが、美里町ではこの設定単位を、居住地に関わらず勤務先や家庭事情などの利便性を考慮してサービスを利用できるよう、「全町で1区域」とします。

3. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 認定区分

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所、認定子ども園、認可外保育施設の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区 分	対 象		該当する施設
1号認定	3～5 歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	特定教育・保育施設 （幼稚園・認定子ども園）
2号認定 （幼稚園希望）	3～5 歳	共働き等で学校教育 の希望が強い家庭	特定教育・保育施設 （幼稚園・認定子ども園）
2号認定 （保育施設希望）	3～5 歳	共働き家庭等	特定教育・保育施設 （保育所・認定子ども園）
3号認定	0～2 歳	共働き家庭等	特定教育・保育施設 （保育所・認定こども園） 地域型保育施設 （小規模保育施設）

(2) 計画期間における量の見込み

【1号認定（3～5歳児で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い区分）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		249	219	150	120	77
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	249	219	150	120	77
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

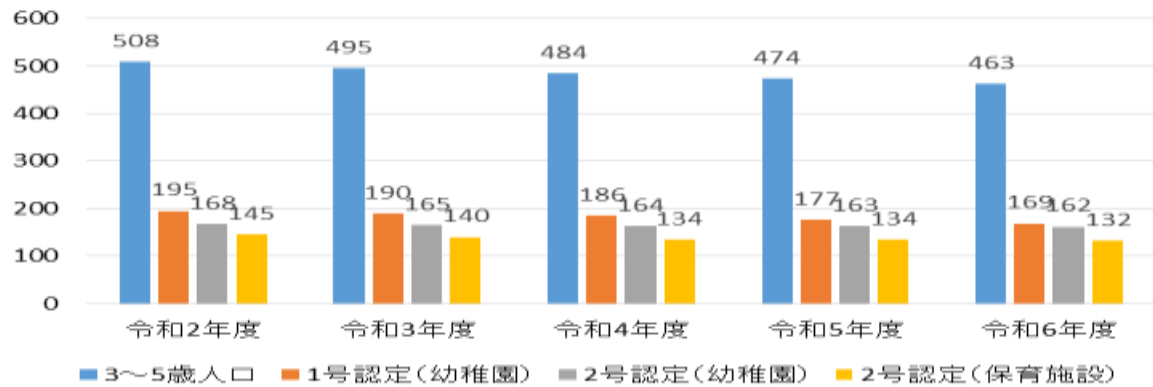
【2号認定（幼稚園希望：3～5歳児で保育の必要性がありながらも、教育ニーズが高い認定区分）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		168	165	149	142	125
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	168	165	149	142	125
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

【2号認定（保育施設希望：3～5歳児で保育の必要性があり、保育施設の利用希望が強い認定区分）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		145	140	134	134	132
②	特定教育・ 確保方策 保育施設	145	140	134	134	132
③認可外保育施設		0	0	0	0	0
(②+③)－①		0	0	0	0	0

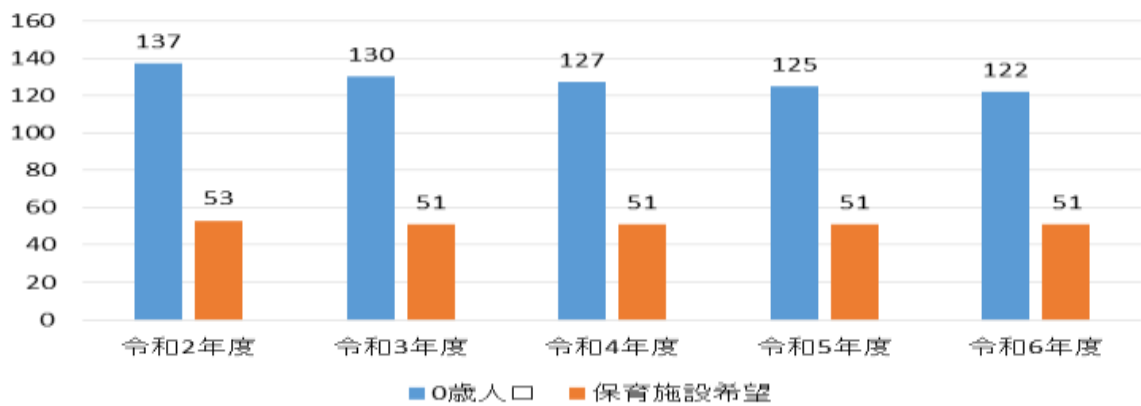
1・2号認定(幼稚園・保育施設)



【3号認定（保育施設希望：0歳児で保育の必要性があり）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		53	51	51	51	51
②	特定教育・ 確保方策 保育施設	28	22	22	22	22
	特定地域型 保育事業	14	26	26	26	26
③認可外保育施設		11	3	3	3	3
(②+③)－①		0	0	0	0	0

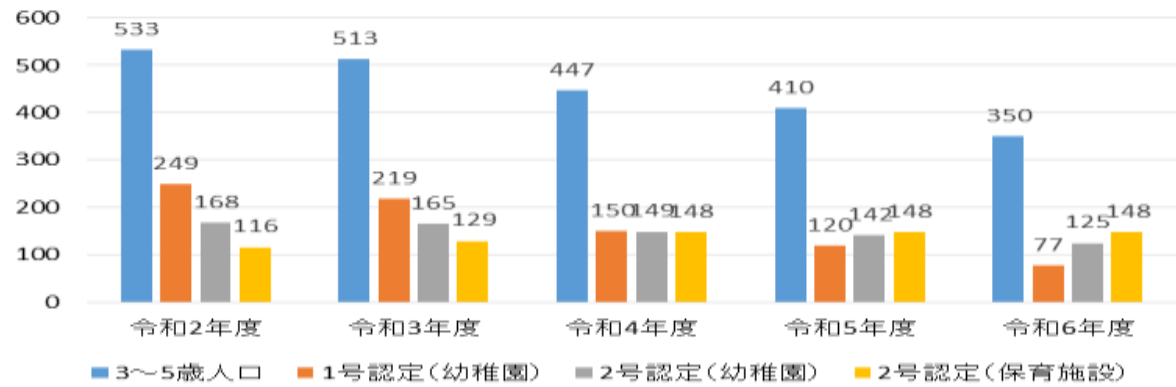
3号認定(0歳)



【2号認定（保育施設希望：3～5歳児で保育の必要性があり、保育施設の利用希望が強い認定区分）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		116	129	148	148	148
②	特定教育・ 確保方策 保育施設	116	129	148	148	148
③認可外保育施設		0	0	0	0	0
(②+③)－①		0	0	0	0	0

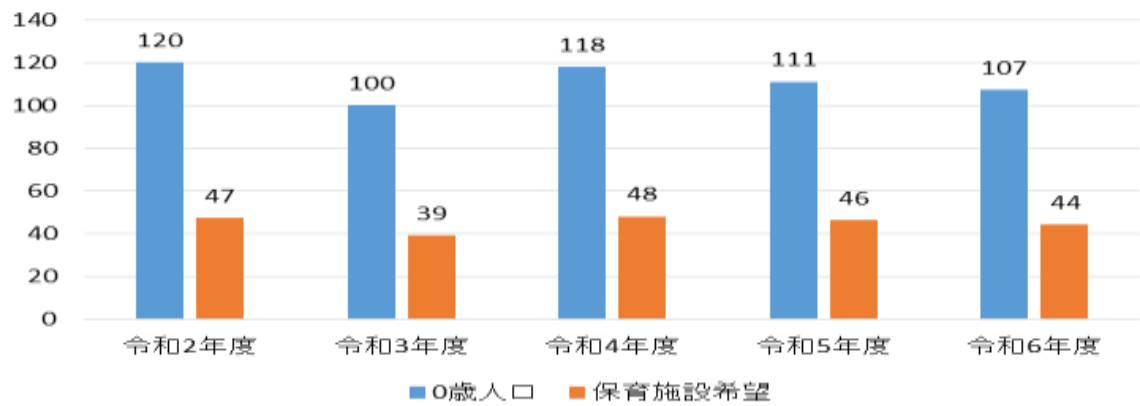
1・2号認定(幼稚園・保育施設)



【3号認定（保育施設希望：0歳児で保育の必要性があり）】

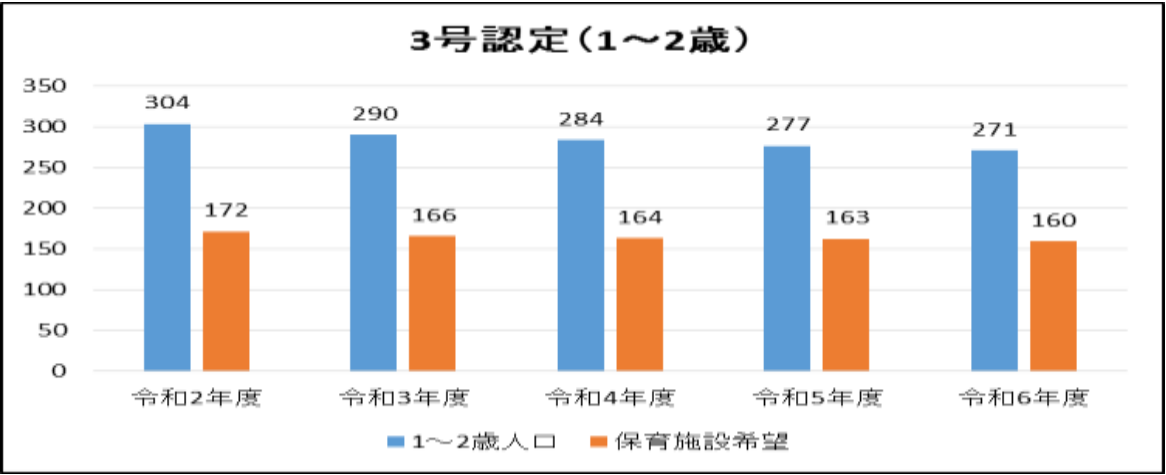
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		47	39	48	46	44
②	特定教育・ 確保方策 保育施設	28	19	28	26	24
	特定地域型 保育事業	14	20	20	20	20
③認可外保育施設		5	0	0	0	0
(②+③)－①		0	0	0	0	0

3号認定(0歳)



【3号認定（保育施設希望：1～2歳児で保育の必要性があり）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		172	166	164	163	160
②確保方策	特定教育・保育施設	122	84	84	84	84
	特定地域型保育事業	44	70	70	70	70
③認可外保育施設		6	12	10	9	6
(②+③)－①		0	0	0	0	0



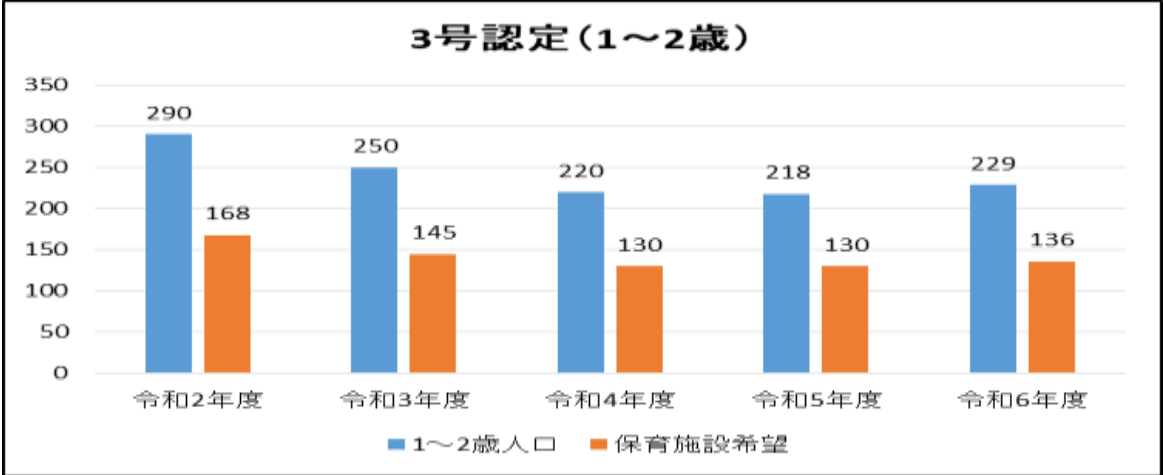
【0～2歳児童の保育利用率】

国から示された基本指針等に沿って、計画期間内における0～2歳児童の保育利用率を次の通り定めます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①推計児童人口(0～2歳)	441人	420人	411人	402人	393人
②保育所等入所希望数(量の見込み)	225人	217人	215人	214人	211人
③保育所等受入可能数(確保方策)	208人	202人	202人	202人	202人
保育利用率(③／①)	47.2%	48.1%	49.1%	50.2%	51.4%

【3号認定（保育施設希望：1～2歳児で保育の必要性があり）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		168	145	130	130	136
②確保方策	特定教育・保育施設	122	85	70	70	76
	特定地域型保育事業	44	60	60	60	60
③認可外保育施設		2	0	0	0	0
(②+③)－①		0	0	0	0	0



【0～2歳児童の保育利用率】

国から示された基本指針等に沿って、計画期間内における0～2歳児童の保育利用率を次の通り定めます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①推計児童人口(0～2歳)	410人	350人	338人	329人	336人
②保育所等入所希望数(量の見込み)	215人	184人	178人	176人	180人
③保育所等受入可能数(確保方策)	208人	184人	178人	176人	180人
保育利用率(③／①)	50.7%	52.6%	52.7%	53.5%	53.6%

(3) 各事業の推進の方向性

○保育所

保護者が就労している、病気療養をしている等により、家庭で保育することが困難であるなど、保育を必要とする乳幼児について、保護者に代わり保育所での保育を行います。

【今後の方向性】

保育所の利用希望は少子化傾向にあるにも関わらず保育ニーズは高くなっています。町では、保育ニーズが高い0歳から2歳までの低年齢児の保育枠の拡大策の一つとして、平成29年度から町内の認可外保育施設を小規模保育施設へ移行を支援してきました。これまでに2施設が小規模保育施設として開所しています。また、懸案となっていた民設民営の新設保育園も令和2年4月に開園することから、保育枠が拡大し待機児童の減少につながっています。

一方、小牛田保育所分園は老朽化が著しいことから、定員の縮小・廃止も視野に入れながら、その代替受け入れ施設となる認可外保育施設から小規模保育施設への移行の支援を今後も引き続き行いながら、本計画期間内に早期の待機児童解消を目指します。

○幼稚園

小学校就学前の3～5歳児に向けた教育を行います。

【今後の方向性】

現在、町立幼稚園は3園あり、地域に根差した特色ある教育を編成し実践しています。

近年、園児数は減少傾向にありますが、共働き世帯等の増加や幼児教育・保育無償化に伴い預かり保育を希望する世帯は増加が見込まれます。そのため、預かり保育については、保育ニーズを把握し、実情に応じた受入定員の確保に努めます。

また、幼児教育・保育の一元的運用を視野に入れ、認定こども園への移行について検討を進めていきます。

○認定子ども園

保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、就学前の教育・保育を行います。

【今後の方向性】

幼児教育・保育無償化に伴い今後、保育ニーズが今まで以上に高まり、更には親の就労の有無、形態等で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供することが求められていることから、教育並びに保育を必要とする満3歳以上の子どもに対する教育・保育を一体的に行うことの検討も必要になります。特に幼保一体化施設として、認定こども園にもっとも近いなんごう幼稚園・保育園の幼保連携型認定こども園化、また、こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園については、国の方針に準じて認定こども園に移行できるよう検討を進めていきます。

(3) 各事業の推進の方向性

○保育所

保護者が就労している、病気療養をしている等により、家庭で保育することが困難であるなど、保育を必要とする乳幼児について、保護者に代わり保育所での保育を行います。

【今後の方向性】

保育所の利用希望は少子化傾向にあるにも関わらず保育ニーズは高くなっています。町では、保育ニーズが高い0歳から2歳までの低年齢児の保育枠の拡大策の一つとして、平成29年度から町内認可外保育施設の小規模保育施設への移行支援を行ってきました。これまでに小規模保育施設3施設、事業所内保育施設1施設が開所しており、さらに令和3年4月には小規模保育施設1施設が開所されます。また、懸案となっていた民設民営の新設保育園も令和2年4月に開園しており、今後も民間保育施設と連携を密にしながら保育環境の充実に努めていきます。

民間保育施設の開設により、保育枠が拡大し待機児童の解消も見込まれることから、老朽化が進んでいる小牛田保育所分園については、保育ニーズを確認しながら廃止の方向で進めていきます。

○幼稚園

小学校就学前の3～5歳児に向けた教育を行います。

【今後の方向性】

就学前の幼児教育については、基本的な生活習慣を身に付ける大切な時期となることから、幼児が円滑に就学することができるような教育を実践していきます。

近年、園児数は減少傾向にありますが、共働き世帯等の増加や幼児教育・保育無償化に伴い預かり保育を希望する世帯が増加しています。そのため、預かり保育については、幼児教育・保育ニーズを把握し、実情に応じた受入定員の確保に努めます。

また、幼児教育・保育の一元的運用を視野に入れ、認定こども園への移行について検討を進めていきます。

○認定子ども園

保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、就学前の教育・保育を行います。

【今後の方向性】

幼児教育・保育無償化に伴い今後、保育ニーズが今まで以上に高まり、更には親の就労の有無、形態等で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供することが求められていることから、教育並びに保育を必要とする満3歳以上の子どもに対する教育・保育を一体的に行うため保育所と幼稚園の機能をあわせもつ認定こども園制度導入の検討を進めていきます。特に幼保一体化施設として、認定こども園にもっとも近いなんごう幼稚園・保育園の幼保連携型認定こども園化、また、こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園については、国の方針に準じて認定こども園に移行できるよう民間移行も視野に入れながら検討を進めていきます。

○認可外保育施設

国の設置基準に満たないものの、「認可外保育施設指導監督の指針」に基づく届け出を宮城県に行っている保育施設で、宮城県の検査・指導を受けている保育施設です。

【今後の方向性】

美里町には、現在 4 箇所の認可外保育施設が運営を行っていますが、いずれも宮城県の指導を受けながら、健全に運営を行っています。認可保育所の補完的役割を担っていただいております、今後も町と協力体制を密にしながら運営を進めます。

○認可外保育施設

国の設置基準に満たないものの、「認可外保育施設指導監督の指針」に基づく届け出を宮城県に行っている保育施設で、宮城県の検査・指導を受けている保育施設です。

【今後の方向性】

美里町には、現在 3 箇所の認可外保育施設が運営を行っていますが、いずれも宮城県の指導を受けながら、健全に運営を行っています。認可保育所の補完的役割を担っていただいております、今後も町と協力体制を密にしながら運営を進めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

(1)計画期間における量の見込み

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
時間外保育事業 (延長保育)	①量の見込み	170人	170人	165人	165人	160人
	②確保方策	170人	170人	165人	165人	160人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
一時預かり (在園児対象)						
1号認定の利用	①量の見込み	285人	285人	285人	285人	285人
2号認定の利用	②量の見込み	52,800人日	52,800人日	52,800人日	52,800人日	52,800人日
	③確保方策	53,085人日	53,085人日	53,085人日	53,085人日	53,085人日
	③-②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
一時預かり (在園児対象以外)		①量の見込み	115人日	115人日	115人日	115人日
一時預かり (幼稚園入園児以外)	②確保方策	115人日	115人日	115人日	115人日	115人日
ファミリーサポート事業 (病児・病後児以外)	③確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	③-②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
子育て援助活動支援事業		①量の見込み	0人日	15人日	30人日	50人日
ファミリーサポート事業 (病児・病後児以外)	②確保方策	0人日	15人日	30人日	50人日	50人日
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	1,173人回	1,117人回	1,093人回	1,069人回	1,045人回
	②確保方策	1,173人回	1,117人回	1,093人回	1,069人回	1,045人回
	②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回
利用者支援事業	①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
乳児家庭全戸訪問事業	①量の見込み	140人	140人	140人	135人	135人
	②確保方策	140人	140人	140人	135人	135人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
養育支援訪問事業 (その他要保護児童等の支援に関する事業)	①量の見込み	27人	27人	27人	27人	27人
	②確保方策	27人	27人	27人	27人	27人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
妊婦健診	量の見込み	145人	145人	145人	140人	140人
	①検診回数 (①×14回)	2,030回	2,030回	2,030回	1,960回	1,960回
	②確保方策	2,030回	2,030回	2,030回	1,960回	1,960回
	②-①	0回	0回	0回	0回	0回
放課後児童健全育成事業		①量の見込み	245人	240人	240人	240人
低学年 (1～3年生)	②確保方策	235人	230人	230人	230人	230人
高学年 (4～6年生)	③確保方策	10人	10人	10人	10人	10人
	③-②-①	0人	0人	0人	0人	0人

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

(1)計画期間における量の見込み

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
時間外保育事業 (延長保育)	①量の見込み	170人	170人	165人	165人	160人
	②確保方策	170人	170人	165人	165人	160人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
一時預かり (在園児対象)						
1号認定の利用	①量の見込み	285人	285人	285人	285人	285人
	②量の見込み	52,800人日	52,800人日	52,800人日	52,800人日	52,800人日
	③確保方策	53,085人日	53,085人日	53,085人日	53,085人日	53,085人日
	③-②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
一時預かり (在園児対象以外)		①量の見込み	115人日	115人日	115人日	115人日
一時預かり (幼稚園入園児以外)	②確保方策	115人日	115人日	115人日	115人日	115人日
ファミリーサポート事業 (病児・病後児以外)	③確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	③-②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
子育て援助活動支援事業		①量の見込み	0人日	15人日	30人日	50人日
ファミリーサポート事業 (病児・病後児以外)	②確保方策	0人日	15人日	30人日	50人日	50人日
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	1,173人回	1,117人回	1,093人回	1,069人回	1,045人回
	②確保方策	1,173人回	1,117人回	1,093人回	1,069人回	1,045人回
	②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回
利用者支援事業	①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
乳児家庭全戸訪問事業	①量の見込み	140人	140人	140人	135人	135人
	②確保方策	140人	140人	140人	135人	135人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
養育支援訪問事業 (その他要保護児童等の支援に関する事業)	①量の見込み	27人	27人	27人	27人	27人
	②確保方策	27人	27人	27人	27人	27人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
妊婦健診	量の見込み	145人	145人	145人	140人	140人
	①検診回数 (①×14回)	2,030回	2,030回	2,030回	1,960回	1,960回
	②確保方策	2,030回	2,030回	2,030回	1,960回	1,960回
	②-①	0回	0回	0回	0回	0回
放課後児童健全育成事業		①量の見込み	245人	265人	275人	315人
低学年 (1～3年生)	②確保方策	235人	250人	255人	265人	265人
高学年 (4～6年生)	③確保方策	10人	15人	20人	50人	50人
	③-②-①	0人	0人	0人	0人	0人

○放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【今後の対応】

美里町では、現在 4 か所の児童館及び 1 か所の学校の空き教室を利用して事業を行っており、今後も継続していきます。

年々、放課後児童クラブ利用のニーズは高まる傾向にありますが、生活スペースの面積及び指導員の数の問題等があり、受け入れ人数の拡大が困難な状況です。実施場所や指導員の確保に向けては、民間による運営手法の活用などを検討していきます。

放課後児童健全育成事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	245 人	240 人	240 人	240 人	240 人
②確保方策（1～3 年生）	235 人	230 人	230 人	230 人	230 人
③確保方策（4～6 年生）	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
(③+②)－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

○多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進及び多様な事業者の特色を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

【今後の対応】

新規参入する事業者の事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援や、小規模保育事業の連携施設あっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行っていきます。

○放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【今後の対応】

美里町では、**小学校 3 年生までの児童を対象として事業を行っていますが、年々、放課後児童クラブ利用のニーズは高まる傾向にあり、4 年生以上の児童の受入れも求められています。**

今後は、老朽化している南郷放課後児童クラブ、不動堂放課後児童クラブの実施施設の整備等を行いながら受入れ人数の拡大に努め、令和 4 年度末までに、すべての放課後児童クラブにおいて、小学校 6 年生までの受入れができるよう計画的に進めてまいります。また、受入れの拡大にあたっては、指導員の確保も重要なことから、民間による運営手法の活用などの検討も進めていきます。

放課後児童健全育成事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	245 人	265 人	275 人	315 人	315 人
②確保方策（1～3 年生）	235 人	250 人	255 人	265 人	265 人
③確保方策（4～6 年生）	10 人	15 人	20 人	50 人	50 人
(③+②)－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

○多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進及び多様な事業者の特色を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

【今後の対応】

新規参入する事業者の事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援や、小規模保育事業の連携施設あっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行っていきます。

５．新・放課後子ども総合プラン

【経緯】

国では、平成 26 年に共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるため「放課後子ども総合プラン」を策定しました。このプランの目標とする約 30 万人分の整備が順調に進むなど、大きく伸びていましたが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小 1 の壁」・「待機児童」を解消するため、新たに「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

【本町の対応】

美里町では、現在「放課後児童クラブ」を町内 5 か所で実施しています。小学校 1 年生から 3 年生までを対象としつつ、一部の放課後児童クラブにおいては、4 年生以上の受け入れも行っています。近年の急速なニーズを反映するため、受け入れ児童の拡大に努め、併せて放課後児童支援員の資格取得に向けて、従事職員の研修受講を推進してきました。今後は、高学年の利用も含めた受け入れ枠の拡大のための施策を展開していきます。さらには、第 1 期計画において、「放課後児童クラブ」に加えて、「放課後・週末子供教室」の計画的な整備を掲げましたが、実現に至っていないことから、今後も引き続き「全ての児童等が放課後・週末等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる」よう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後・週末等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動を行う事業（放課後子供教室）の一体型または連携型の実施に向けて検討を行っていきます。

（1）「放課後児童クラブ」の受け入れ枠の拡大

これまでの「放課後児童クラブ」は、町内の児童館を中心に実施してきましたが、建物の老朽化や児童館におけるスペースの大部分を使用するものの、受け入れ児童の拡大に向けた施設改修は困難な状況となっています。今後想定されるニーズの拡大に向けて、実施場所の再編の必要性があります。また、昨今問題となっている児童の移動に関する安全対策を考慮すれば、これまで困難とされてきた小学校における空き教室の活用について再度検討していきます。

（2）「放課後児童クラブ」の安定的運営

「放課後児童クラブ」を安定的に運営するためには、事業に関わる専門職員の配置が欠かせません。美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準においては、専門職員を支援の単位ごとに 2 人以上配置することとし、その内の 1 人は、県知事が行う研修を修了した放課後児童支援員とすることとしています。これまで、「放課後児童クラブ」に従事する職員に対して、放課後児童支援員の資格取得を推奨してきましたが、今後も継続していく必要があります。また、これまで児童館を中心とした事業展開を行ってきたことにより、

「児童館＝放課後児童クラブ」というイメージは強くなってきていることから、

５．新・放課後子ども総合プラン

【経緯】

国では、平成 26 年に共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるため「放課後子ども総合プラン」を策定しました。このプランの目標とする約 30 万人分の整備が順調に進むなど、大きく伸びていましたが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小 1 の壁」・「待機児童」を解消するため、新たに「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

【本町の対応】

美里町では、現在「放課後児童クラブ」を町内 5 か所で実施しています。小学校 1 年生から 3 年生までを対象としつつ、一部の放課後児童クラブにおいては、4 年生以上の受け入れも行っています。近年の急速なニーズを反映するため、受け入れ児童の拡大に努め、併せて放課後児童支援員の資格取得に向けて、従事職員の研修受講を推進してきました。今後は、高学年の利用も含めた受け入れ枠の拡大のための施策を展開していきます。さらには、第 1 期計画において、「放課後児童クラブ」に加えて、「放課後・週末子供教室」の計画的な整備を掲げましたが、実現に至っていないことから、**計画期間内に**「全ての児童等が放課後・週末等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる」よう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後・週末等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動を行う事業（放課後子供教室）の一体型または連携型の実施に向けて**進めていきま**す。

（1）「放課後児童クラブ」の受け入れ枠の拡大

これまでの「放課後児童クラブ」は、町内の児童館を中心に実施してきましたが、建物の老朽化や児童館におけるスペースの大部分を使用するものの、受け入れ児童の拡大に向けた施設改修は困難な状況となっています。今後想定されるニーズの拡大に向けて、実施場所の再編の必要性があります。また、昨今問題となっている児童の移動に関する安全対策を考慮すれば、これまで困難とされてきた小学校における空き教室の活用について再度検討していきます。

（2）「放課後児童クラブ」の安定的運営

「放課後児童クラブ」を安定的に運営するためには、事業に関わる専門職員の配置が欠かせません。美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準においては、専門職員を支援の単位ごとに 2 人以上配置することとし、その内の 1 人は、県知事が行う研修を修了した放課後児童支援員とすることとしています。これまで、「放課後児童クラブ」に従事する職員に対して、放課後児童支援員の資格取得を推奨してきましたが、今後も継続していく必要があります。また、これまで児童館を中心とした事業展開を行ってきたことにより、

「児童館＝放課後児童クラブ」というイメージは強くなってきていることから、

本来の児童館事業と放課後児童クラブ事業を分離し、児童館を行政の担う児童福祉施設としつつも「放課後児童クラブ」については、より専門的な職員の育成に実績のある民間手法による事業展開ができないか検討していく必要があります。

(3) 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的又は連携的な実施

現在、5か所の「放課後児童クラブ」の実施と比較して、「放課後子供教室」については、北浦地域及び南郷地域の2か所に限定されています。「新・放課後子ども総合プラン」においては、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的又は連携的な実施を推奨していますが、本町においてはその醸成にまだ至っていません。今後は、未設置の地域における「放課後子供教室」の設置に向けて学校及び地域との協議の場を設ける必要があります。「放課後子供教室」が既にある北浦地域及び南郷地域においては、「放課後児童クラブ」との一体的又は連携的な実施に向けて検討していきます。

(4) 地域の実情に応じた「放課後児童クラブ」の開所時間の延長に係る取組等

本町では、全ての「放課後児童クラブ」において、午後7時まで開所時間を延長してきました。さらに平成26年12月の長期休暇時から、これまで午前8時からであった土曜日や長期休暇時の開所時間を午前7時からに変更しました。本計画期間である令和6年度までにおいても、引き続き開所時間の延長を継続していきます。

本来の児童館事業と放課後児童クラブ事業を分離し、児童館を行政の担う児童福祉施設としつつも「放課後児童クラブ」については、より専門的な職員の育成に実績のある民間手法による事業展開ができないか検討していく必要があります。

(3) 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的又は連携的な実施及び目標事業量

現在、5か所の「放課後児童クラブ」の実施と比較して、「放課後子供教室」については、北浦地域及び南郷地域の2か所に限定されています。「新・放課後子ども総合プラン」においては、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的又は連携的な実施を推奨していますが、本町においてはその醸成にまだ至っていません。今後は、未設置の地域における「放課後子供教室」の設置に向けて学校及び地域との協議の場を設ける必要があります。「放課後子供教室」が既にある北浦地域及び南郷地域においては、「放課後児童クラブ」との一体的又は連携的な実施に向けて検討していきます。

目標事業量

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一体型	0	1	3	4	4
連携型	0	1	0	1	1

一体型・・・小学校の空き教室を利用または、隣接した場所で施設を運営
連携型・・・小学校から離れた場所で施設を運営

(4) 地域の実情に応じた「放課後児童クラブ」の開所時間の延長に係る取組等

本町では、全ての「放課後児童クラブ」において、午後7時まで開所時間を延長してきました。さらに平成26年12月の長期休暇時から、これまで午前8時からであった土曜日や長期休暇時の開所時間を午前7時からに変更しました。本計画期間である令和6年度までにおいても、引き続き開所時間の延長を継続していきます。



美里町

第2期子ども・子育て支援事業計画

美里町 子ども家庭課
〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13
TEL 0229-33-1411 FAX 0229-33-1412



美里町

第2期子ども・子育て支援事業計画

美里町 子ども家庭課
〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13
TEL 0229-33-1411 FAX 0229-33-1412